

大阪市職員労働組合環境事業局支部との交渉議事録

平成28年度の要員配置にかかる職員の勤務労働条件について

環境施設組合総務課長以下、大阪市職員労働組合環境局支部支部長以下との本交渉

日時 平成28年4月27日(水)午後5時30分

場所 環境施設組合 会議室C

(環境施設組合)

昨年12月3日に申し入れを受けました内容について、回答いたします。

(環境施設組合)

まず、1点目の「2016年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件が確保できるために必要な要員を確保すること。また、その確保にあたっては、組合員の労働条件の悪化に繋がらないよう、十分な業務ボリュームの精査を行い、適正に配置すること。」についてですが、平成28年度の要員配置については、新たに技能職員から職種変更した事業担当主事補（事務系3名、技術系5名）を工場へ配置するとともに、現在工場に配置している事業担当主事を一部本課に配置する。各課における業務量の精査や各職員の業務量の平準化を行いながら、適正な要員配置に努める。

次に2点目の「職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は協議を行うとともに、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改変などを決定した場合については、早期に適切な方法で情報提供を行うこと。」についてですが、業務執行体制の変更にかかわって、職員の勤務労働条件に影響を及ぼす場合には、変更する業務執行体制に関する説明を行うとともに、勤務労働条件に関する事項については協議する。

3点目の「育児休業等により欠員が生じた場合や、新たな業務等が生じた場合は、任期付職員制度をふまえ誠意を持って対応すること。」についてですが、育児休業等により欠員が生じた場合等には、臨時的任用による代替措置を行うなど本組合として主体性を持って対応するとともに、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合には誠意を持って協議する。

最後に4点目の「必要な要員を確保するにあたって、新たな任用制度の創設並びに事業担当主事（補）等への転任制度を確立すること。」についてですが、大阪市と同様に、事業担当主事補への職種変更制度を構築したところである。今年度は、事務系3名、技術系5名の合計8名の職種変更を行い、人材確保に努める。

回答については、以上です。

（組合）

ただいま、当局としての回答をいただいたところです。

私たちとしては、この間、職員の勤務労働条件の悪化につながらないように適正な要員配置を求めてきたところではありますが、その上で、今回の配置転換において派遣職員および事業担当主事については一定の適正な人員配置されたものと認識していますが、一方で技術系の事業担当主事については今年度、本課職場に配置されていない状況もありますから、環境施設組合の将来を担う職員であることから、スキルアップ・キャリアデザインの形成に向けた取り組み、また、必要要員の確保に向けて新たな任用制度の創設と引き続き転任制度の確立を求めたいと考えています。

つづいて、2点目、3点目については環境局の時から回答内容について変わっていないことから、たとえ管理運営事項だとしても、職員の勤務労働条件に影響を及ぼすときには、情報提供をいただきたいですし、また、このことによる私たちからの申し入れについても、誠意ある対応を引き続き求めてまいりたいと考えております。

最後に回答の取り扱いですが、現時点の回答として預からしていただき、支部から本部へ報告するものとします。

（環境施設組合）

以上で本日の交渉を終了します。